

台湾における ADR 制度

George C.C. Chen

ADR の定義と種類

台湾では、法的にはいかなる法律あるいは判例においても、ADR の明確な定義はない。つまり、いわゆる裁判外紛争解決手段に対する、法的に拘束力のある定義はない。しかし台湾における ADR という用語はおおざっぱに、民間部門（当事者）間の民事紛争は、法的に執行力 / 拘束力のある効果をもって解決しうるということを意味する。一般に ADR とは、仲裁と調停を指し、我国には、仲裁や調停を規律する仲裁法、民事訴訟法、政府調達法などがある。

1. 仲裁の定義

仲裁の定義に関しては、仲裁法第 1 条に基づき、現在のまたは将来生じうる紛争の当事者は、紛争を裁決するために仲裁廷を構成する 1 名または奇数名の仲裁人を指名するという仲裁契約を締結することができる。前記の紛争とは、法律に基づく解決が可能なものに限定され、仲裁契約は書面でなされるものとする。さらに、仲裁契約と一応はみなされる両当事者間の文書、書類、通信、ファックス、電報、あるいはその他の同様の伝達も、仲裁契約の締結とみなされる。また第 2 条に基づいて、法的関係またはそれに関連する紛争について締結されていない限り、仲裁契約は無効である。

2. 調停の定義

台湾における調停に関しては、我国には裁判所内のものと裁判所外のものとの 2 種類の調停がある。

(a) 裁判所内調停

民事訴訟法第 403 条により、裁判所に訴訟を提起する前に、裁判所による「強制調停」の実施が要求される幾つかの事項がある。これは、雇用者対従業員、不動産と地上権者、パートナー間、パートナー対匿名のパートナー、境界に関する不動産所有者間、不動産の共同所有者間、賃貸料に関する家主とテナント、交通事故や医療に関する紛争、配偶者 / 親戚間の財産問題、および金額が 10 万 NT ドル未満のその他のすべての財産問題に関する紛争が付される裁判所内調停である。さらに、民事訴訟法第 404 条に基づいて、前条の規定の範囲外の訴訟当事者も、訴訟を提起する前に調停を申立ることができる。

(b) 裁判所外調停

裁判所外調停とは、当事者間の民事紛争を解決しようとする第三者を提供するメカニズムである。これについては、おおざっぱに 2 種類の裁判所外調停に分類することができる。1 つは執行力をもつ裁判所外調停であり、他の 1 つは執行力をもたない調停と呼ばれる。前者は仲裁法や政府調達法などの個々の法律によって具体的に定められる。もし成功すれば、かかる調停の性質は執行力のある和解となる。成功しなければ紛争は継続し、いずれの当事者も相手方当事者を提訴することができる。後者は正確には法的意味での調停ではない。

(i) 執行力のある裁判所外調停

仲裁法第 45 条によれば、別段の規定がある仲裁契約がない限り、両当事者は紛争を調停に付することを選択し、調停を実施するために共同で 1 名の仲裁人を指名することができる。両当事者間で成功裏に調停の結論が出た際には、その仲裁人が調停結果を調停合意書に記録する。実際には仲裁人は通常、仲裁手続の冒頭、両当事者に和解するように説得しようとする。

さらに、政府調達法第 74 条によれば、入札募集、入札の評価および受注契約から生じた政府機関と納入業者間の紛争に関しては、同法に基づき異議申立または提訴することができる。しかし、政府機関と納入業者間の契約履行に関する紛争が和解できなかった場合、納入業者は「調達および公共建設委員会」(内閣の管轄)に属する政府調達苦情審査委員会に調停を申立ることができ、政府機関はかかる調停を拒絶できない。

(ii) 執行力のない裁判所外調停

こちらは、一般の人は通常「調停」と呼ぶが、法的な執行力はないものを指す。このような幅広い意味での調停の性質は、成功に終わった場合でも両当事者間の私的和解のみであり、当事者は執行を求めるには、その和解契約を裁判所に提示しなければならない(下記の ADR 機関を参照)。もし成功しなければ、当然のことだが紛争は継続し、いずれの当事者も相手方当事者を提訴することができる。

実状

1. ADR 機関

台湾で最も普通に利用される仲裁機関は中華民国仲裁協会 (Arbitration Association of the Republic of China) である。もう 1 つ、最近の 2002 年 8 月末に設立された、Chunghwa 建設仲裁協会という名称の機関がある。調停に関しては、調達および公共建設委員会 (内閣管轄) の政府調達苦情審査委員会が調停機関であり、裁判所も一定の状況ではこの機能を果たす。一方、幅広く言えば、紛争を処理する、しばしば言及される民間組織として、台湾ネット消費者協会および情報技術協

会科学技術法律センターという 2 つの組織がある。また、消費者とそのメンバーとの紛争を処理できる安全オンライン・ショッピング協会というものもあるが、これまでここで解決した紛争はない。

2. 仲裁または調停の件数と種類

1993 年以来、中華民国仲裁協会が処理する仲裁件数は劇的に増加した。台北では毎年 100 件以上が受理され処理されている。さらに、台湾の中部と南部に 2 つの支部がある。仲裁件数の合計は過去 3、4 年、年間 200 件に達した。受理され処理された事件の種類と業種は、建設業界が 80 ~ 90%、海事、担保、契約問題などが 10 ~ 20%と分類される。

台湾ネット消費者協会が受理し処理した調停件数は約 20 件である。それらはすべて、インターネットでの消費者保護に関係する紛争である。この ADR サービスの通常の利用者は、主に 3 つの業種に分類される。すなわち不動産ブローカー、ISP テレコムおよび旅行代理店である。他には情報&エレクトロニクス、通信と運輸、銀行・金融サービス、保険、安全保障、コンビニなどがある。

実際の運営 - 解決までのプロセス

両当事者間に仲裁契約が存在する限り、事件を仲裁から調停に移行させるのは不可能だろう。しかし現実には、両当事者が調停中に和解できなかったが仲裁を受け入れることには同意した場合に、調停から仲裁への移行が行われた。この場合、パネル・メンバーは確かに異なる。

裁判制度との関係

1. 調停前置制度

すでに述べたように、民事訴訟法第 403 条によれば、裁判所に訴訟を提起する前に、裁判所による「強制調停」(調停前置制度)の実施が要求される幾つかの事項がある。これは、雇用者対従業員、不動産と地上権者、パートナー間、パートナー対匿名のパートナー、境界に関する不動産所有者間、不動産の共同所有者間、賃貸料に関する家主とテナント、交通事故や医療に関する紛争、配偶者/親戚間の財産問題、および金額が 10 万 NT ドル未満のその他のすべての財産問題に関する紛争が付される裁判所内調停である。さらに、民事訴訟法第 404 条に基づき、前条の規定の範囲外の当事者も、訴訟を提起する前に調停を申立ることができる。

2. 調停への回付

通常、裁判所は問題を仲裁または調停に回付しない(民間の機関か否かに関わらず)。しかし民

事訴訟法第 420-1 条によれば、第一審裁判所（多くは地裁）は、両当事者が合意すれば事件を調停に回付することができる。この場合、裁判所は訴訟手続を中断する。そして調停が成功したときに訴訟は終わる。成功しなかった場合には、裁判所は訴訟手続を続ける。

3. 仲裁への回付

一方、仲裁法第 4 条によれば、仲裁契約のいずれかの当事者が仲裁契約に反して訴訟を提起した場合（つまり仲裁手続を通らないで）、裁判所は相手方当事者の申立により訴訟を中断し、被告が訴訟に応じない限り、原告に、指定された期間内に仲裁に付託するように命じることができる。原告が、前文で定められた期間内に仲裁に付託しなかった場合、裁判所は訴訟を却下するものとする。この規定の最初の段落で言及された中断後、訴訟は仲裁判断がなされた時点で取り下げられたものとみなされる。

4. 調査における協力

裁判所による監督はない。しかし仲裁機関と裁判所との間には仲裁法第 28 条に基づく一定の協力関係がある。必要ならば仲裁廷は仲裁手続の過程で、裁判所またはその他の機関からの支援を要請することができる。要請された裁判所は訴訟で認められるものと同様の態様および範囲で、その調査権を行使することができる。証拠調べ、情報提供等でも協力することができる。

5. 消滅時効の取り扱いはどうなるか。（出訴期限法）

基本的に、仲裁判断を下すことが要求される。裁判所に訴訟が提起された場合と同様に、いずれにしろ判断が下されなければならない。しかし仲裁が失敗に終わった場合、消滅時効（出訴期限）の問題はどう処理されるだろうか。台湾の民事訴訟法第 129 条によれば、時効の進行は以下の理由で中断される。

- (1). 請求（賠償請求を満足させるための）
- (2). 承認（賠償請求の）
- (3). 訴訟（賠償請求を満足させるために提起された）

以下の事項は訴訟の提起と同等である。

- (1). 勧告プロセスにおける支払い命令の交付
- (2). 調停申立書の提出または仲裁申立書の提出
- (3).

さらに、民法第 133 条で、調停または仲裁の申立により時効の進行が中断する場合、もし調停申立が取り消され、却下もしくは調停が失敗した場合、または仲裁の申立が取り消されもしくは仲裁廷が仲裁判断を下さなかった場合、時効の進行は中断しなかったとみなされる。

調停の場合、当事者は、紛争を解決するために民事訴訟を起こすことを考えなければならない。消滅時効の問題（出訴期限法に類似した）は扱われない。つまり時効の期間は進行し続け、中断しない。これは、上記のように、時効は請求によって中断しうが、台湾の民法第 130 条によれば、請求を行うことによる中断の場合、賠償請求を満足させるために 6 ヶ月以内に裁判所に訴訟が提起されなかった場合、時効の進行は中断しなかったとみなされるからである。

6. 仲裁判断の執行

仲裁法第 37 条によれば、仲裁判断は、当事者に關係する限りにおいてその当事者を拘束し、裁判所の確定判決と同一の効力を有する。

管轄権をもつ裁判所が關係当事者の申立に応じて執行命令を下さなければ、仲裁判断は執行可能ではないかもしれない。しかし仲裁判断は、両当事者が書面でそう合意し、仲裁判断が下記の事項のいずれかに関係している場合には、管轄権をもつ裁判所による執行命令なしで執行される可能性もある。

1. 定められた金額の支払い、または一定の量の代替物もしくは有価証券
2. 特定の動産の引渡し

前段落は当事者ばかりでなく、仲裁に關係する下記の者も拘束する。

1. 仲裁開始後の当事者の承継人、あるいは当事者またはその承継人に代わって争点である財産を占有した人
2. 当事者がその代理として仲裁手続を始めた組織。仲裁開始後のその組織の承継人。および、その組織またはその承継人に代わって争点である財産を占有する者。

7. 調停の執行

(a) 裁判所内調停

民事訴訟法第 416 条によれば、裁判所内調停はすでに述べたように、裁判所でなされた和解と同じ法的効力をもつ。民事訴訟法第 380 条によれば、裁判所でなされた和解は、取消不能な判決と同じ効力を有する。つまり裁判所内調停は、取消不能な判決と同じ効力をもつ。

(b) 裁判所外調停

仲裁法第 45 条によれば、前記の手続に基づきなされた調停合意は、仲裁における和解合意と同じ効力を有する。しかし調停合意の条件は、裁判所が当事者による執行申立を認め、執行命令を下した後でのみ執行できる（これは一般的訴訟ではなく迅速化された手続であることに注意）。

さらに、政府調達法第 85 条 1 に基づき、民事訴訟法における調停の規定は、調達および公共建

設委員会に属する政府調達苦情審査委員会によって扱われる調停手続と法的効力に準用される。つまり、入札募集、入札の評価、および受注契約から生じた、政府機関と納入業者の間の紛争においてなされた調停は、上記の裁判所内調停と同じ法的効力をもつ。

また、裁判所外でなされる、一般的に「調停」と呼ばれるものは、法的な執行力をもたない。これは強制執行力なしで両当事者によって合意された通常の契約であり、その後、いずれかの当事者が履行をしなかった場合、相手方当事者は執行を求めて、訴訟を提起しなければならない。

仲裁人および調停人の選択および研修

仲裁法第 6 条によれば、仲裁人として行動するには、法律またはその他の分野の専門的知識または経験、誠実かつ公平であるとの評判、および下記のいずれかの資格をもっていなければならない。

1. 裁判官または検事の経験
2. 弁護士、会計士、建築技師、機械技師またはその他の商業関係の職業における 5 年以上の実務
3. 国内または国外の仲裁機関での仲裁人の経験
4. 教育省が認定した国内または国外の大学での準教授、またはそれ以上の職での教育経験
5. 特定の分野または職業の専門家であり、5 年以上の経験

一方、仲裁法第 7 条によれば、下記の範疇のいずれかに入る人は仲裁人にはなれない。

1. 洗職または不正行為で刑事罰を受けた者
2. 上記以外で有罪となり、1 年以上の実刑判決を受けた者
3. 公権を剥奪された者
4. 破産者
5. 禁治産者宣告を受けた者
6. 未成年者

当協会内の「仲裁人資格審査委員会」が、候補者の資格の審査と判断を担当し、理事会の会議で承認されなければならない。そして候補者は仲裁人リストに登録されうる。候補者リストのコピーが司法省に送られ記録される。しかし当協会に登録されリストに記載されることは必要な、あるいは義務的な手続ではなく、当事者はリストには記載されていないが上記の資格を満たす者を指名することもできる。